

# 認可地縁団体の手引

## 今治市市民参画課



《問合せ先》 〒794-8511 今治市別宮町1-4-1  
電話：0898-36-1530（市民参画課直通）  
MAIL：[siminsankaku@imabari-city.jp](mailto:siminsankaku@imabari-city.jp)

# 1. 認可地縁団体について

## ◆「地縁団体」とは

自治会等その区域に住んでいる人が、誰でも構成員となれる団体のことです。

## ◆「認可地縁団体」とは

自治会等が一定の手続きにより市長の認可を得ることで、不動産等の登記ができる法人として認められた団体のことです。

## ◆何のために創られた制度か

以前は、自治会等が所有する土地や集会所などの登記名義は、会長個人あるいは複数の代表者の共有名義となっており、自治会名等での不動産登記は不可能でした。そのため、名義人の交代、転居や死亡などによる名義の変更や相続などに問題が生じていました。この問題を解決するため、自治会等が団体名義で不動産登記を可能にするよう創られた制度です。

## ◆「認可地縁団体」の性格

認可を受けた地縁による団体は、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

### （地方自治法第 260 条の 2 ⑥）

※法人格を取得しても従来からの自治会等と同様に住民が自主的に組織して活動するものであり、今治市の監督下に置かれるようなことはありません。

## ◆ 認可地縁団体となる要件（地方自治法第 260 条の 2 ②）

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

※当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

(4) 規約を定めていること。

#### 地方自治法第260条の2 ⑭

市は、認可地縁団体が地縁団体となる要件（地方自治法第260条の2 ②）のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、認可を取り消すことができます。

認可地縁団体制度が地方自治法の一部改正により、  
以下のとおり見直されました。

#### （1）表決権の行使の電子化（令和3年9月1日施行）

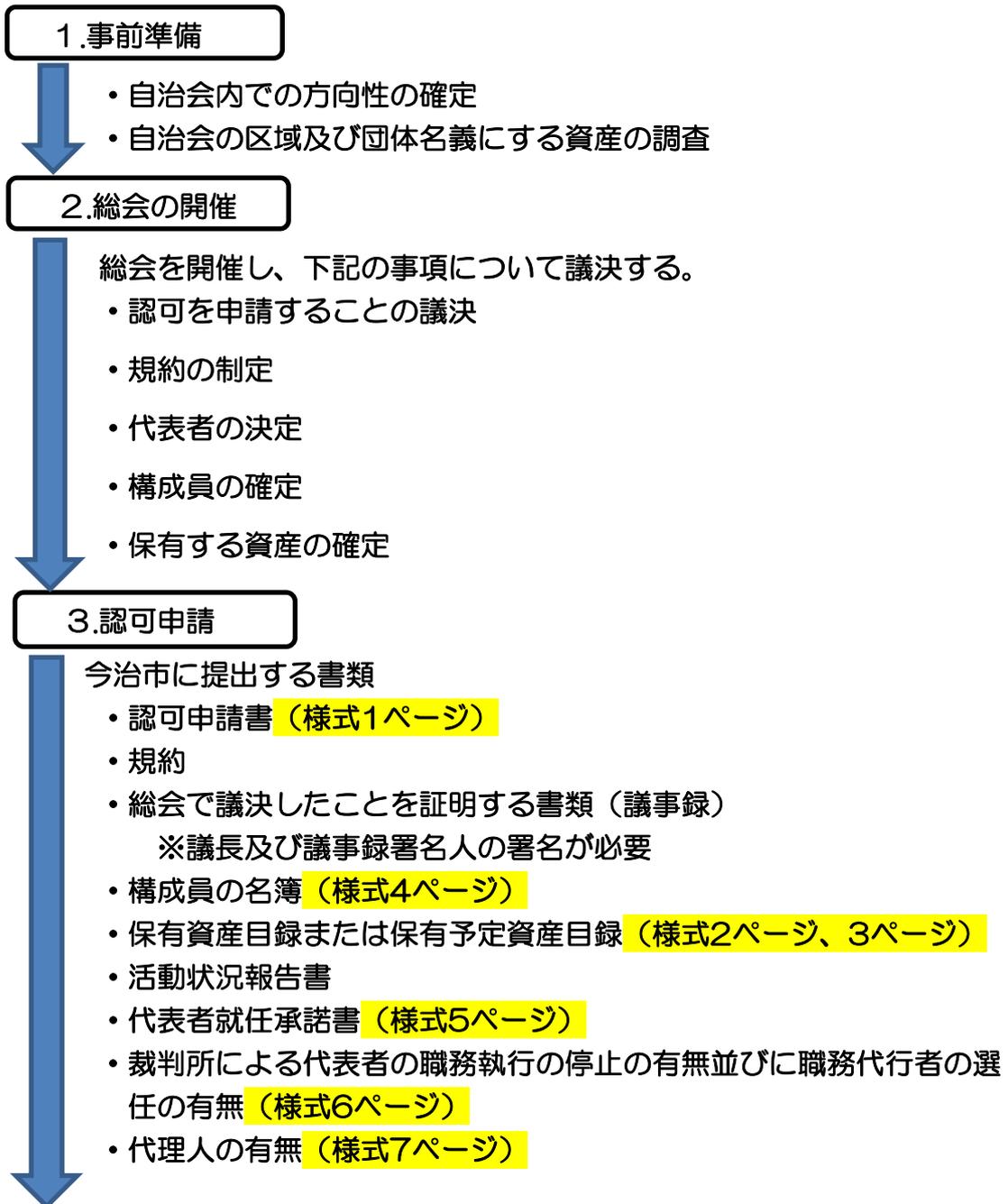
地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約または総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができることとなりました。今後、総会での決議や規約を見直し、「電磁的方法も可」とすれば、メール等で表決することも可能となりました。

#### （2）認可を受けるための要件の見直し（令和3年11月26日施行）

これまでの認可地縁団体制度は、地縁による団体が一定の要件を満たす場合に、市町村長の認可を受けて法人格を取得し、不動産登記の登記名義人となることができるということを目的として導入されました。しかし、今回の改正により不動産等の保有の有無に関わらず、認可を受けることができるように変更されました。これにより、不動産等を保有せず、幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となり、団体が地域的な共同活動を円滑に行えるようになりました。

## 2. 認可申請の手続きについて

### (1) 認可地縁団体設立までの流れ



#### 4.市民参画課で提出書類の確認

- ・認可地縁団体となる要件に該当しているか確認

(地方自治法第260条の2 ②)

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。

- ※規約に以下の事項が定められているか確認

(地方自治法第260条の2 ③)

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 区域
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 構成員の資格に関する事項
- (6) 代表者に関する事項
- (7) 会議に関する事項
- (8) 資産に関する事項

#### 5.認可・告示

- ・申請者（代表者）に認可の通知を行います。
- ・今治市長が認可の告示

##### —告示内容—

- 名称 ●規約に定める目的 ●区域 ●事務所の所在地
- 代表者の氏名及び住所 ●裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 ●代理人の有無 ●規約に解散の自由を定めたときはその事由 ●認可年月日

## (2) 認可申請時に必要な書類

### ○認可申請書・・・様式 1 ページ

- ・代表者の押印は不要です。
- ・認可申請書を提出する年月日を、申請年月日として記入してください。

○良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

### ○規約

※次の8つの事項は、必ず規約に定める必要があります。

必要項目	定める内容
1.目的	良好な地域社会の維持・形成のための地域的な共同活動の具体的な内容。（住民相互の連絡、環境整備、集会施設の管理など）
2.名称	団体の正式名称。
3.区域	「〇町〇丁目全域」や「〇町〇丁目のうち、△番△号から△番△号まで」という表示が考えられます。
4.主たる事務所の所在地	団体の所在地。町、字、地番、住居表示番号により定めるほか、「代表者の自宅に置く」等の記載も可能。
5.構成員の資格に関する事項	区域に住むすべての個人が加入可能であり、区域以外の加入条件を定めることはできない。
6.代表者に関する事項	代表者一人を設置すること及びその職務。
7.会議に関する事項	会議の種類、招集方法、議決方法及び議決事項。構成員の表決権は平等であること。
8.資産に関する事項	保有資産の構成、管理、取得及び処分の方法。

- 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
  - ・議事録の写し
    - ※認可申請をする旨を決定した地縁による団体の総会議事録の写しで、議長及び議事録署名人の署名のあるものが必要です。
  
- 構成員名簿・・・様式4ページ  
構成員全員の住所・氏名を記載したものです。
  
- 保有資産又は保有予定資産目録・・・様式2ページ・3ページ  
申請時に不動産又は不動産に関する権利等を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時には不動産又は不動産に関する権利等を保有しておらず、将来これらを保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録を記載する必要があります。  
保有予定資産の「取得予定時期」は、認可申請年月日から数カ月以内とすべきです。
  
- 代表者就任承諾書・・・様式5ページ  
申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで、本人の署名のあるものが必要です。
  
- 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
・・・様式6ページ
  
- 代理人の有無・・・様式7ページ
  
- 区域図・・・地図に区域を赤色等で囲み表示したもの。

## 3. 認可後の手続きについて

### (1) 印鑑登録申請

認可地縁団体の印鑑登録制度は、団体の印鑑を公に証明するものです。不動産登記など、法令に基づいて提出を義務づけられている場合などに「印鑑登録証明書」が必要となります。これらの手続きについては、全て市民参画課で受け付けます。

※申請には代表者の個人の実印が必要となります。

#### 〈申請に必要なもの〉

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書・・・様式11ページ
- ・代表者個人の実印（今治市に印鑑登録している印）
- ・代表者の個人の実印の印鑑登録カード
- ・登録をする団体の印鑑

#### 〈注意〉

- ・ゴム印等変形しやすい印鑑は登録できません。  
※なお、登録できる印鑑は1団体につき1個です。
- ・原則として、申請は代表者本人が手続きを行ってください。

### (2) 印鑑登録証明書の交付申請

原則、代表者のみが申請可能となります。

#### 〈申請に必要なもの〉

- ・印鑑登録証明書交付申請書・・・様式14ページ
- ・代表者個人の実印
- ・証明をする団体の印鑑
- ・発行手数料300円

### (3) 印鑑登録の廃止申請

原則、代表者のみが申請可能となります。

#### 〈申請に必要なもの〉

- ・認可地縁団体印鑑登録廃止申請書・・・様式12ページ
- ・代表者個人の印鑑（実印）
- ・廃止をする団体の印鑑

### (4) 告示事項証明書の交付請求

自治会等名義での不動産登記に必要な告示事項証明書は、どなたでも請求することができます。申請は、市民参画課で受け付けます。

#### 〈申請に必要なもの〉

- ・告示事項証明書交付請求書・・・様式13ページ
- ・発行手数料300円

## 4. 認可地縁団体の義務

### (1) 告示事項の変更届

告示された事項に変更があった場合、市長への届出が必要となります。

以下の書類を市民参画課まで提出してください。

特に以下の内容について変更があった場合は速やかに届け出てください。

#### ① 代表者が変更となったとき

##### 〈届出に必要なもの〉

- ・告示事項変更届出書・・・様式8ページ
- ・代表者就任承諾書・・・様式5ページ  
申請者が代表者となることを受諾した旨の承諾書等の写しで、本人の署名のあるものが必要です。
- ・裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無・・・様式6ページ
- ・代理人の有無・・・様式7ページ

- ・総会で議決したことを証明する書類（議事録）  
※議長及び議事録署名人の署名のあるものがが必要です。

## ② 主たる事務所の位置が変更となったとき

### 〈届出に必要なもの〉

- ・告示事項変更届出書・・・様式8ページ
- ・総会で議決したことを証明する書類（議事録）  
※議長及び議事録署名人の署名が必要

## ③ 代表者の代理人が変更となったとき

### 〈届出に必要なもの〉

- ・告示事項変更届出書・・・様式8ページ
- ・代理人の有無・・・様式7ページ
- ・総会で議決したことを証明する書類（議事録）  
※議長及び議事録署名人の署名が必要

## (2) 規約改正の届出

規約を改正する場合は市長の認可が必要となります。  
以下の手順により届出をしてください。

### ① 規約改正の素案作成

- ・規約新旧対照表

### ② 認可地縁団体の総会において議決

- ・役員会等ではなく総会において議決する必要があります。

### ③ 届出に必要なもの

- ・規約変更認可申請書・・・様式9ページ
- ・規約変更の内容及び理由・・・様式10ページ
- ・総会で議決したことを証明する書類（議事録）  
※議長及び議事録署名人の署名が必要

## 5. 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例

地方自治法が一部改正され、平成27年4月1日より、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。登記簿の登記名義人が複数人で相続登記がされていないなど、登記義務者が判明しない場合は、不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が困難な場合があります。このような場合に、一定の要件を満たすものについては、認可地縁団体からの申請により市長が公告手続を経て証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記申請を行うことができるようになりました。

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存または移転の登記を認可地縁団体のみ申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置付けられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

※特例の適用を受けるための申請をされる認可地縁団体は、  
事前に市民参画課までおたずねください。

### (1) 特例の適用を受けるための要件

認可地縁団体は、次の4つの要件を全て満たした場合に限り、この公告の申請をすることができます。

- ・当該不動産を所有していること。
- ・当該不動産を10年以上所有の意志をもって平穏かつ公然と占有していること。
- ・当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員、またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- ・当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと。

※登記関係者 = 表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人をいいます。

## (2) 特例申請手続き

特例を申請する場合は、市民参画課へ次の書類を提出ください。

- 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
- 所有権の保存または移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 保有資産目録
- 申請者が代表者であることを証する書類
- 申請要件に該当することを疎明するに足りる資料（疎明資料）

## (3) 疎明資料について

① 当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穩かつ公然と占有している事実を証する資料について

- 当該不動産の所有または占有している事実が記載された事業報告書
- 公共料金の支払領収書、閉鎖登記簿の登記事項証明書または謄本、固定資産税の納税証明書、固定資産税名寄帳の写し等
- 上記の資料が入手困難な場合は、入手が困難であった理由を記載した書面と、不動産の隣地所有者や不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や不動産の占有を証する写真等

② 当該不動産の表題部所有者または所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員、またはかつて当該認可地縁団体の構成員であった者である事実を証する資料について

- 構成員名簿
- 市が保有する地縁団体台帳
- 墓地の使用者台帳（当該不動産が墓地の場合）
- 上記の資料が入手困難な場合は、入手が困難であった理由を記載した書面と不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面等

③ 当該不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れない事実を証する資料について

- 登記記録上の住所の属する市町村長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」および「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- 不動産の所在地に係る地域の精通した者等が登記関係者の現在の住所を知らない旨の証言をした書面

#### (4) 登記までの流れ

① 特例の適用を受けるための要件を満たしているか確認

② 申請書類の作成・提出

必要書類を確認のうえ作成し、市民参画課へ提出してください。

③ 市民参画課にて提出書類が申請要件に該当するかの確認

疎明資料等から申請要件を満たしているか書類審査を行います。  
審査にはおおよそ1週間から2週間程度かかります。

④ 市長による公告

申請要件を満たしていると確認された場合、市長により公告を行います。  
公告期間は、3ヶ月以上となります。

**⑤ 異議がなかった場合、申請者へ通知**

公告に対し異議がなかった場合、その公告結果を申請者に対し通知します。



**⑥ 登記手続き**

今治市からの通知後、その通知書およびその他登記に必要な書類をそろえて、法務局で登記手続きを行ってください。

## 地方自治法 （認可地縁団体関係部分）

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
  - 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
  - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
  - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
  - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
  - 一 目的
  - 二 名称
  - 三 区域
  - 四 主たる事務所の所在地
  - 五 構成員の資格に関する事項
  - 六 代表者に関する事項
  - 七 会議に関する事項
  - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。）により表決をすることができる。

④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

- ② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。
- ③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- ④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したもとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。

② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。

③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。

④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の三十九 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。